

令和 8 年 3 月 6 日

入札参加資格者各位

射水市財務管理部総務課

令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等
技術者単価の運用に係る特例措置について

射水市では、「令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新
労務単価」という。）及び「令和 8 年度設計業務委託等技術者単価」（以下「新
技術者単価」という。）について、国の労務単価及び技術者単価の運用に係る特
例措置に準じて、射水市においても下記のとおり取り扱うこととしたのでお知ら
せします。

なお、これにより契約額が変更された場合は、技能労働者等への賃金水準の引
き上げ等についても適切に対応してくださるようお願いいたします。

記

[公共工事について]

1 特例措置の内容

2 で対象とする工事の受注者は、「令和 7 年度公共工事設計労務単価」（以
下「旧労務単価」という。）に基づく契約を「新労務単価」に基づく契約に変
更するための請負代金額の変更を請求することができます。

ただし、「余裕期間制度における労務単価・資材単価及び歩掛の取り扱いに
ついて（試行）」（令和 8 年 1 月 19 日付け管第 195 号、建技第 450 号 土木部長
通知）に準じた対象工事においては、本特例措置の対象としない。

2 具体的な取扱い

(1) 令和 8 年 3 月 1 日以降の契約である工事のうち、「旧労務単価」を適用し
て予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負
代金額に契約変更を行う。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：「新労務単価」及び当初契約時点の物価により積算された予定価格 k ：当初契約の落札率

- (2) 令和8年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては工事請負契約書第25条第6項の規定を準用するものとする。

[設計業務委託等について]

1 特例措置の内容

2で対象とする委託業務の受注者は、「令和7年度設計業務委託等技術者単価」(以下「旧技術者単価」という。)に基づく契約を「新技術者単価」に基づく契約に変更するための委託料の変更を請求することができます。

2 具体的な取扱い

- (1) 令和8年3月1日以降の契約である委託業務のうち、「旧技術者単価」を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された委託料に契約変更を行う。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：「新労務単価」及び当初契約時点の物価により積算された予定価格 k ：当初契約の落札率
